

平成13年度 施策別取組方向

部局名：教育委員会、生活部

施策番号	施 策 名		
122	学校教育の充実		
<p>【2010年度の目標】 教育の内容、方法、しくみが柔軟で多様になり、時代のニーズや変化に対応したゆとりある教育が行われるとともに、豊かな心をはぐくむ「心の教育」が大切にされています。 学校においては、子どもたちを多元的な物差しで見ようになり、一人ひとりのよさや可能性が伸ばされています。 また、学校の教育機能の地域への開放するなど、開かれた学校づくりが実現しています。そして、子どもたちの学習の場は学校外にも広がり、子どもたちは学校、家庭、地域のなかで主体的に楽しく活動しています。</p>			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
総合学科、単位制、公立中高一貫教育実施校など新しいタイプの高校の数	2 校	9 校	12 校 (20 校)
コンピュータなどを子どもたちに指導できる教員の比率	16.2%	25.3%	35% (100%)
A L T (外国語指導助手)の数	70人	81人	100人 (200人)
社会人講師が教えている学校の比率	中学校 45.0%	50.0%	60.0% (100%)
	高等学校 52.3%	59.0%	70.0% (100%)

1 平成11年度取組

(1) 平成11年度取組概要とその成果

(教育委員会)

飯南地域における1高校と3中学校において実施される、連携型の中高一貫教育の支援を行い、柔軟なシステムにより生徒の多様な興味・関心に対応できる総合学科や、単位制課程の導入による新しいタイプの県立高校が11年度末現在で9校となった。

児童生徒にコンピュータを指導できる教員の養成を行うため、情報教育に関する教員研修を行い、指導できる教員の比率が25.3%となった。

地域の教育力や産業の連携強化を図るため、59%の県立高等学校(全・定)で社会人講師が活用された。

高等学校における中途退学の防止を図るため、家庭訪問や教育相談体制を充実するとともに、中学校における進路指導や高校入学時における適応指導などの総合的な事業を展開した。

(生活部)

国際化など社会の変化に自ら対応できる資質の育成を図るため、交換留学生、帰国子女の受入等への支援を行った。

(2) 平成11年度取組に対する問題点

(教育委員会)

高校の一層の魅力化・活性化に向けた取り組みが必要である。

県内の小学校で318人に1人、中学校で48人に1人の割合で生じている不登校や、45人に1人の高等学校中途退学など、学校不適応問題のさらなる対策が必要である。

(生活部)

情報化教育が推進されるなか、私立学校は十分対応が出来る状況になっていない。

2 平成12年度の取組と成果見込み

(教育委員会)

教育振興ビジョンの実現に向け、100人委員会や学校評議員制度などを通して県民から広く意見を聴くことにより、学習者起点に立った教育施策が推進される。

各校の実体に応じた学校不適應生徒への対応と県立高校の魅力化・活性化を進め、一人ひとりの良さや可能性を伸ばす教育を進める。

学校における社会人講師招請等により、学校と家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりが推進される。

多様な生徒の学習機会を充実し、意欲的で主体的な学習を促進するため、いなべ総合学園高校(総合学科)の13年4月開設のための移転整備を行った。

新しい高等学校学習指導要領で教科「情報」が新設されたことに伴い、このための条件整備を進め、情報教育に関する研修の充実を図った。

(生活部)

小・中・高等学校において情報教育に対応出来る環境整備を推進する。また、保護者の経済的負担を軽減し、もって、こども一人ひとりの適性や発達に応じた多様な進路希望に応えていけるようにしていく。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

(教育委員会)

一人ひとりの独自性や創造性を育むために、中高一貫教育、総合学科、単位制などの新しいタイプの高校の設置を進めていく。とりわけ中高一貫教育については、国の設置目標が全国の通学区域に最低1校(全国で500校)であり、本県としても、各地域に1校ずつの設置を目指す。平成13年度に白山・美杉及び紀伊長島地域で連携型を導入するとともに、平成14年度以降員弁地域、久居地域及び南勢地域での導入について検討する。

加えて、これらの取組に連動しつつ、少子化等、社会の変化のなかで、今後も活力ある高校教育、生き生きとした学習活動を続けていくため、県立高校の中長期的な再編活性化計画を、学習者起点で、12年度末までに策定する。また、同様の趣旨から平成13年度から尾鷲工業高校と尾鷲高校を統合し、地域の新しい学校としてスタートさせる方向で具体的な検討を進めている。

少人数教育については、「学級」は生徒指導や学校生活の場である生活集団としての機能を主とするものと位置づけ、1学級40人の学級編制は基本的に維持しつつ、学習集団は学級編制とは別に児童生徒の状況や教科等の特性に応じて少人数化して指導できる方向で充実を図る。

高等学校における中途退学の防止を図るため、教育相談体制を充実するとともに、中学校における進路指導の充実や、高校生活入門講座の実施、「分かる授業」「参加する授業」などの授業の工夫・改善、進級認定及び転編入学について弾力的な運用ができる条件整備を推進する。また、小中学校の不登校問題に対応するため、児童生徒のきめ細かい把握に努めるとともに、児童生徒がいつでも教師等に相談できるよう学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図る。

保護者や地域との連携・協働に基づく「開かれた学校づくり」を一層進めるために、常に学校経営の見直しと改善を行うための総合的・客観的な学校自己評価方法の開発を行っている。今年度は、県内学校の実態調査及び課題の把握のためのアンケート調査を行う。平成13年度は、全県立学校で学校自己評価を実施するとともに、小中学校の協力校において学校自己評価の試行を実施し、これらの結果を基に三重県版「学校自己評価システム」構築に関するガイドブックの作成を行う。さらに総合教育センターにおいて学校自己評価研修を実施する。

ITを活用した学校ネットワーク環境や情報機器等の整備により、全ての小中高等学校のあらゆる授業でコンピュータを活用し、IT活用によるわかりやすい、子どもの興味・関心を高める授業の実現や、IT活用による「自ら学ぶ力」の育成や個に応じた教育の実現に取り組む。

(生活部)

学校教育法において規定されている小・中・高等学校等は国、地方公共団体、学校法人と言った設置者のいかなを問わず、教育基本法において、公の性質を有するとされています。公の性質とは、学校の事業の性質が公のものであり、私の利益のためでなく公共の福祉を目的として行われものであるという意味であり、私立学校が教育事業の主体として公の性質を有するとされることから、即ち、公教育であるとされています。

現代の学校教育においては、国は国民の負託に応じて自らの立場と責任において国立、公立、私立学校を含めた学校教育制度を実施する権限を有すると考えられ、国の定める教育制度の中に私立学校が位置づけられる以上、私立学校も学習指導要領、設置基準等の法的な規制を受けています。

この規制は教育水準の維持とすべての人が能力と希望に応じて均等な条件で教育を受ける機会を創るようにしたものであり、教育を受ける権利を保障するものといえます。

このように私立学校は、公教育の一翼を担っており、また、多様化する県民のニーズに的確に対応し、一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、想像力をはぐくむ教育の実現のため、独自の建学精神のもと、多様な進路希望に応える取り組みを行っており、県民の私立学校への期待とニーズは、大きいものがあります。

しかしながら、生徒の急激な現象等学校を取り巻く環境は激変してきており、学校教育の在り方を考え直していく必要に迫られています。私立学校においては、学校経営を維持するため最低限必要な生徒数を確保するための体制を整備するとともに、健全経営に向けた一層の努力が求められます。

今後とも、私立学校の持つ人的・物的資源の有効活用を図ることを前提に、教育行政の見直しを行い、行政のスリム化、重点化の検討を行ってまいります。

国際化、情報化、環境の問題など社会の変化に自ら対応できる資質の育成を図るため公教育機関としての私学振興を推進していきます。特に情報化社会に対応できる能力を育成するため、情報機器等を整備するなど情報教育の充実を図ります。